(ｲ) (ｱ)以外の場合には，１の三により順位づけを行う。

(ｳ) (ｱ)及び(ｲ)による順位づけが困難な場合は，次のａからｇの順序により順位づけを行なう（順序が同じ場合には，文字コードがより小さい漢字を第１順位とする。）。

ａ　常用漢字

ｂ　人名用漢字（戸籍法施行規則（昭和２２年司法省令第９４号）別表第二に掲げる漢字をいう。）

ｃ　日本工業規格Ｘ０２１３号に定める第１水準漢字集合の漢字（ａ又はｂに掲げるものを除く。）

ｄ　日本工業規格Ｘ０２１３号に定める第２水準漢字集合の漢字（ａ又はｂに掲げるものを除く。）

ｅ　日本工業規格Ｘ０２１３号に定める第３水準漢字集合の漢字（ａ又はｂに掲げるものを除く。）

ｆ　日本工業規格Ｘ０２１３号に定める第４水準漢字集合の漢字（ａ又はｂに掲げるものを除く。）

ｇ　日本工業規格Ｘ０２１２号に定める補助漢字（ａからｆまでに掲げるものを除く。）

(例10)

（历）→「暦」(第１順位)，「歴」(第２順位)

（中国においては，繁体字の「暦」と「歴」に対応する簡体字はいずれも（历）である。また，我が国においては，「暦」と「歴」はいずれも常用漢字である。このような場合は，文字コードがより小さい「暦」を第１順位とする。）

ニ　中国簡体字に対応する繁体字が正字でないものの，当該繁体字に対応する当該簡体字とは別の異体字が存在し，かつ，その異体字が正字であるときは，当該異体字を正字（異体字）として特定する。この場合において，当該繁体字に対応する当該簡体字とは別の異体字が２文字存在するときは，ハに準じて順位づけを行う。

三　簡体字等に対応する中国異体字が存在する場合

イ　簡体字等に対応する中国異体字が存在する場合（１の一のロ参照）は，１の一のロの関係を基に２の二のイからニまでに準じて正字（異体字）を特定する。ただし，一又は二による正字（異体字）の特定が可能であるときは，この限りでない。

ロ　イの場合において，２の二のイからニまでの規定の適用については，「中国簡体字」とあるのは「簡体字等」と，「繁体字」とあるのは「中国異体字」と，それぞれ読み替えるものとする。

四　簡体字等に対応する異体字が異体字関係表に示されている場合

イ　異体字関係表において簡体字等に対応する異体字（以下「情報処理学会異体字」という。）が示されている場合（１の一のハ参照）は，異体字関係表を基に２の二のイからニまでに準じて正字（異体字）を特定する。ただし，一から三までによる正字（異体字）の特定が可能であるときは，この限りでない。

ロ　イの場合において，２の二のイからニまでの規定に適用については，「中国簡体字」とあるのは「簡体字等」と，「繁体字」とあるのは「情報処理学会異体字」と，それぞれ読み替えるものとする。

五　簡体字等に対応する異体字が国際符号化文字集合に関連する規格の資料に示されている場合

イ　国際符号化文字集合に関連する規格の資料において簡体字等に対応する異体字（以下「国際規格関連異体字」という。）が示されている場合（１の一のニ参照）は，当該資料を基に２の二のイからニまでに準じて正字（異体字）を特定する。ただし，一から四までによる正字（異体字）の特定が可能であるときは，この限りでない。

ロ　イの場合において，２の二のイからニまでの規定の適用については，「中国簡体字」とあるのは「簡体字等」と，「繁体字」とあるのは「国際規格関連異体字」と，それぞれ読み替えるものとする。

六　簡体字等に対応する異体字が各種字典に示されている場合

イ　各種字典において簡体字等に対応する異体字（以下「各種字典異体字」という。）が示されている場合（１の一のホ参照）は，各種字典を基に２の二のイからニまでに準じて正字（異体字）を特定する。ただし，一から五までによる正字（異体字）の特定が可能であるときは，この限りでない。

ロ　イの場合において，２の二のイからニまでの規定の適用については，「中国簡体字」とあるのは「簡体字等」と，「繁体字」とあるのは「各種字典異体字」と，それぞれ読み替えるものとする。

第４　簡体字等と正字（類字）との対応関係の確認

１　総論

形・音・義の３要素（第３の１の三参照）に関し，原則として，次の各号に掲げるところにより，簡体字等と類字との対応関係を確認するものとする。

一　形・音・義のうち，原則として形の属性に基づき正字（類字）を特定する（字形中心主義）。

二　字形中心主義に基づき正字（類字）が２文字特定され，当該２文字の順位づけを行う場合には，原則として，次のイからハまでに掲げるところによる。